

監査委員公告

平成25年1月10日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年4月4日

宮崎県監査委員 宮本 尊博
 宮崎県監査委員 山口 修一郎
 宮崎県監査委員 押川 清海
 宮崎県監査委員 太田 清海

1 財政援助団体等を対象とした監査

団体名	監査の結果	講じた措置
学校法人宮崎カリタス学院（補助団体）	私立小学校、中学校及び高等学校の振興費補助金について、職員の扶養手当が過払となっていた。善処を図る。（指摘事項）	指摘を受け、学校法人宮崎カリタス学院を指導して、その結果、過払となっていた扶養手当について当該職員より返金を受け、平成24年度会計において処理を行うことを確認した。 また、県では平成24年12月21日（金）に開催した私立学校事務長等及び就学支援金担当者会議において、適正な私学運営の留意事項として、手当認定の指導を行った。
社団法人宮崎県商工会議所連合会（補助団体）	中小企業等経営基盤強化支援事業費補助金について、旅費支給額を誤っているものがある。留意を要する。（注意事項）	不足分の旅費を追給させるとともに、今後、旅費の支給手続等について、旅費規程に基づく適正な事務執行が行われるよう指導を行った。
宮崎県高等学校体育連盟（補助団体）	宮崎県体育振興費補助金（全九州高等学校総合体育大会宮崎県開催4競技運営費補助金）の提出が遅れていた。留意を要する。（注意事項）	本件は、補助事業の対象である全九州高等学校総合体育大会における宮崎県開催4競技について、運営にあたっている高等学校体育連盟競技専門部から高等学校体育連盟事務局への実績報告書の提出が遅れていたものである。 今後は、当該事務局と競技専門部との連携をこれまで以上に十分に図り、大会終了後2週間以内に確実に実績報告書を提出するように指導した。
社団法人	経営計画に基づき、経	現在、公社では平成24年

<p>人宮崎 県林業 公社（団 資体）</p>	<p>営改善に積極的 に取組んで、大 幅な借り入れを 行い、前年度と 比較して引き上 げられた。一層 の努力が望ま れる。（要事項）</p>	<p>3月に策定した第3期経営 計画（改訂計画）に基づいて 経営改善に取り組む。実態に 即して、毎月、公団として 改善の進捗を確認し、必要 に応じて指導を行う。一層 の厳格な指導を行う。</p>
<p>財団法 人宮崎 県産業 支援財 団（出 資体）</p>	<p>決算財務諸表について 、貸倒引当金の計上基準 に適切でない点がある。 （注意事項）</p>	<p>貸倒引当金の計上基準に ついては、財団監査人の 指導により適正な計上 基準を定め、その適正 性を確保するよう指導 した。</p>
	<p>財団ホームページ機能 強化業務委託について、 予算執行が適正でな かった。留意を要する。 （注意事項）</p>	<p>今後は、当財団財務規 程及び宮崎県財務規則 等に基づき、決算等 の処理に当たり、同 様の誤りを防止する よう指導した。</p>
<p>公益社 団法人 宮崎県 農業振 興公社 （出資 団体）</p>	<p>決算財務諸表について 、一般債権に対する貸倒 引当金の計上基準が定め られていないなど適切 でない点が見受けられ た。留意を要する。（注 意事項）</p>	<p>監査の結果を受け、一 般債権に係る貸倒引当 金の計上見積額を指 導した。また、今後、 適切な決算処理向け に、会計基準の遵守 が行われるよう内部 チェック機能の強化 を指導した。</p>
<p>公益財 団法人 宮崎県 立芸術 劇場（ 出資 団体）</p>	<p>ホームページ維持管理 業務委託等について、 業者随意契約の理由 が記載されていない ものが見受けられ た。留意を要する。 （注意事項）</p>	<p>指摘を受け、当該財 団では、次のとおり 対応を行った。 ・ 予算執行の決裁 案時に、出納員（総 務課長）及び会計 担当者（職員）が それぞれ契約の方 法及びその理由が 正しく記載されて いるかの確認を徹 底的に行う。特に、</p>

		<p>一者随意契約を行う場合には、その理由が明確に記載され、適切な契約方法となっていたか確認を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な事務処理が行われるよう、財団職員に改めて周知を行った。 <p>また、県では上記対応を確認した。</p>
<p>財団法人宮崎健康づくり協会（出資団体）</p>	<p>会計処理について、契約や決裁等の手続に関する規程がないため、適正でないものが散見された。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>財団法人宮崎健康づくり協会より、「会計処理規程実施細則」を策定（平成25年2月1日施行）し、細則に沿った契約及び決裁等の事務処理の適正化を徹底する旨の改善報告がなされたことから、今後は、細則に基づいた適正な会計処理の徹底を図るよう指導した。</p>
	<p>住居手当について、支給不足となっているものがあった。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>財団法人宮崎健康づくり協会より、職員1名の住宅手当について、平成24年11月分の給与支給時に追給した旨の改善報告がなされたことから、今後は、支給内容の十分確認を徹底するよう指導した。</p>
<p>財団法人宮崎環境公社（出資団体）</p>	<p>委託契約について、予算執行伺書が適正でないものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>エコクリーンプラザみやぎ運転管理等業務委託において、当初の予算執行伺書を越える変更契約をした際、変更契約の伺書は行っていないが、予算執行伺書の変更をしていないことから、今後は、当初の予算執行伺書を越える変更契約を行う場合には、予算執行伺書の変更を行うよう指導した。</p> <p>また、最終処分場C区画シート内水抜き及び補修作業業務委託において、予算執行伺書の工期と請書の工期が異なっていたことから、今後は、十分確認し、適正な処理に努めるよう指導を行った。</p>

	<p>エコクリーンプラザみやぎ運転管理等業務委託事業について、浸出水処理方法の変更に伴う契約条項等を見直している。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>平成23年度に浸出水処理の下水放流施設と整備工事等が完了し、業務委託先との協議を急い、契約条項等の見直しを行うよう指導を行った。</p>
<p>宮崎県樹苗安定給基金（出資団体）</p>	<p>樹苗育成に係る資金の貸付けについて、運用の範囲を超えて貸付けが行われている。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>今後、定款及び資金貸付実施の要領に基づき、樹苗養育のための会員に貸し付ける資金貸付けの限度額は、運用財産の範囲内とするよう指導するとともに、当期（平成24年10月1日からの平成25年9月30日まで）の貸付け計画は、運用財産の範囲内であり、改善されていることを確認した。</p>
<p>財団法人みやぎ観光コンベンション協会（出資団体）</p>	<p>「2012春季プロスポーツキャンペーンポスター及びチラシ」等作成業務委託等について、処務規程に基づき、検査員を命じていないなど履行の検査確認が適正でなかった。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、契約の適正な履行を確認するため、検査員を命じ、必要な検査を実施するよう指導した。</p>
	<p>宮崎県教育旅行現地視察会における旅行手配委託等について、成果報告書の提出がなされていないにもかかわらず支払を行っているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>請負契約又は物件の買入れその他の契約に基づき、契約金を支払う場合には、成果報告書等により、契約の適正な履行を確認した上で行うよう指導した。</p>
	<p>負担金の予算執行等について、処務規程に基づき、事務を行っていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>予算執行等の事務を行うに当たっては、処務規程の決裁権限を確認し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p>
<p>財団法人宮崎県内振興センター（出資団体）</p>	<p>一ッ瀬川河口域における財団法人宮崎県内水面振興センター所有の警備業務委託等について、予定価格調書が作成されていないなど契約事務が見受けられた。留意を要する。（指</p>	<p>同センターに対し、財務規程を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導し、平成24年度の契約事務について改善されたことを確認した。</p>

	<p>摘事項)</p> <p>船舶の貸付けについて、財務規程に沿った手続きがされていない。善処を要する。(指摘事項)</p> <p>決算財務諸表について、雑収益の計上を誤るなど適切でない点が見受けられた。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>同センターに対し、財務規程を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導し、指摘後直ちに改善されたことを確認した。</p> <p>同センターに対し、公益法人会計基準を遵守し、適正な会計処理を行うよう指導し、平成24年度の会計処理について改善されたことを確認した。</p>
<p>公益社団法人宮崎県緑化推進機構〔宮崎県南遊学の森〕(公設の施設)の指定管理者〔指定施設〕)</p>	<p>公の施設の管理運営について、契約書の内容に不備があるなど、契約事務が適正でないものがあった。留意を要する。(注意事項)</p>	<p>監査指摘後、宮崎県緑化推進機構では、契約書の是正を行うとともに、契約事務について、本年度から見直しを行った。</p> <p>また、次年度以降も適正な処理に努めることとしている。</p> <p>県では、宮崎県緑化推進機構においてこれらの是正状況や、見直し作業が適正に行われていることを確認した。</p> <p>今後も引き続き、適正な契約事務の執行について、指導・監督に努める。</p>
<p>神楽酒造株式会社〔県営国宿舎高千穂荘〕(公の施設)の指定管理者〔指定施設〕)</p>	<p>公の施設の管理運営について、基本協定書に基づき四半期ごとに提出される事業報告において、適切に報告されていない事項があった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>公の施設の管理運営について、基本協定書において定めるものとしてある文書等の管理基準及び保存期間が定められていなかった。善処を要する。(注意事項)</p>	<p>基本協定に基づく事業報告書を提出するとともに、今後は基本協定に基づき適切な報告を行い、必要があれば、随時県に相談するよう指導を行った。</p> <p>基本協定書において定められている文書等の管理基準及び保存期間を定め、文書管理規則を作成するよう指導した。</p>